

④社会的包摂の実現と
「新しい公共」の推進

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i) ワンストップ型の相談に取り組む。	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
(新規)		
当面(今年度中)の取組み		
<p>国は、民間団体に助成を行い、相談支援実施主体となる当該民間団体においては、心のケアを踏まえた傾聴の姿勢で当事者の現状を電話で聞き取りながら、各種支援策と実施機関を適切に紹介するとともに、必要に応じて寄り添い支援を行う「ワンストップ相談事業」を実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 24 年度までに、震災に伴う様々な影響により、社会的排除のリスクが高まっている中、生きにくさ、暮らしにくさ等、多様な問題を抱えている人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、ワンストップ型の相談支援体制の整備を目指す。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>誰も排除しない社会の構築に向けては、それぞれの分野や対象ごとに発展してきた取組が、それぞれのミッションを大切にしながら、分野や対象ごとの縦割りを克服していくことが必要であるが、本事業を通じて、包括的支援として求められる機能が抽出整理されるとともに、各地域に包括的な相談支援体制が整備されていくことが期待される。(なお、事業実施前において、実際の相談内容や件数等は把握できないことから、定量的な効果・目標を現段階で設定することは不適當である。)</p>		

※ なお、本事業の経費は移替えされ、厚生労働省での執行が想定されているものである。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>複合的な社会的リスクによる生活困難に直面し、自分の力だけでは必要な支援策にたどり着くことが困難な方を対象とした個別的、継続的、包括的支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向けて、検討委員会を開催するとともに、全国 19 地域でパーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクトを実施している。</p> <p>今年5月には、モデル・プロジェクトの実施を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスの理念・機能や、その実践に当たっての今後の検討課題等を「中間報告」として取りまとめたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(8月10日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム)に基づき、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとしてモデル・プロジェクトを継続発展させる(新たな地域での事業開始を含む)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>モデル・プロジェクトを実施する中で、各地域から提出された支援記録を集約、分析することにより、事業において得られる効果を検証し、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた論点整理を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組を行う中で、誰をも排除しない包摂型の社会づくりに取り組む。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)	平成 23 年 10 月
これまでの取組み		
<p>平成23年1月18日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、本年8月にとりまとめられた「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」において、緊急に実施すべき施策として「社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う(大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む)」こととされており、効果的に実態把握を行うため、先行して既存調査・研究のレビューを実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」に基づき、社会的排除につながる諸リスクとその重なりを、個人のライフコースを丁寧に追うことにより把握するための調査を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成 24 年度中の「社会的包摂戦略」(仮称)の策定に向けて、平成 23 年度調査を踏まえ、生活困難という形で顕在化していない段階のものを含め、社会全体に社会的排除のリスクがどの程度広がっているか、直接的・間接的な震災の影響により社会的排除のリスクがどのように高まっているかを把握するための調査を実施する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>「社会的包摂戦略」(仮称)の策定に当たり、上記の調査報告を政策提言に必要な資料として有効に活用する。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>・「新しい公共支援事業」の新しい公共の場づくりモデル事業において震災対応の案件の採択を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/18 都道府県に対し震災対応案件について十分配慮するように要請(参事官通知) ・4/12 支援事業ガイドラインの改定(震災対応案件の採択については要件を緩和) ・上記によりこれまで 19 件(約 1.1 億円)の震災対応案件が被災3県(岩手、宮城、福島)で採択されている。(平成 23 年 10 月末現在) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 3 次補正予算(8. 8億円)により、被災3県に対して基金の積み増しを行う。 ・事業の確実な実施のため、進捗管理を継続。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度末までモデル事業等による復興支援を継続。 ・被災地における復興支援の取組の実施状況を詳細に把握し、被災地における協働や、広域的な連携のあり方を検討し、新たな災害発生時に活かすため成果を普及。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・新しい公共による被災地域の復興の促進 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>「新しい公共」推進会議において平成 23 年4月に震災支援制度等ワーキンググループを設置し、「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について提言をとりまとめ。またこの提言を受け、復旧・復興活動に向けて「新しい公共」の力が最大限に発揮されるための取組等を取りまとめた「政府の対応」を決定した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>寄附税制や改正 NPO 法の円滑な施行・周知、それによる実際の活動への効果の検証等を進めるとともに、「政府の対応」について取組状況のフォローアップを行い、着実に実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>「政府の対応」のさらなる推進を通じて「新しい公共」の力が最大限に発揮される活動環境の整備に努める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>「政府の対応」の着実な実施により、「新しい公共」の担い手による被災者・避難者に対する支援活動等が円滑かつ効果的に行われることとなる。なお、「政府の対応」に係る取組は多岐にわたり、統一的な数値目標を設定することは困難である。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(iii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>先の通常国会において、認定NPO法人等に対する寄附金を税額控除の対象とすること等の制度改正を内容とする平成23年度分離改正税制改正法及び改正特定非営利活動促進法が成立した。この改正を受け、政府広報等の各種媒体を用いた制度の概要やNPO法人等に関する基礎的な情報提供や新たに所轄庁になる地方自治体への周知等を実施している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>関係省庁と連携しつつ、今般の寄附税制の拡充に関する広報・周知等に取り組む。また、新たな寄附税制の活用状況の把握や実際の活動への効果の検証等を進める。このほか、NPO法人の新認定制度の円滑な施行のための取組を、新しい公共支事業により実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>広報・周知の取組や活用状況の確認等を経て、更なる寄附文化の醸成を図っていく。また、新認定制度の円滑な施行を支援する為、NPO法人ポータルサイトの拡充や所轄庁間の情報共有ネットワークの構築を図る予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>2020年までに、国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10倍増(2010年度比)(平成22年6月18日閣議決定)</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	外務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 23 年 11 月
これまでの取組み		
<p>ジャパン・プラットフォーム(JPF)傘下の国際協力NGOは、途上国支援の現場で培われた経験と専門的な知見・能力・実績等を踏まえ、東日本大震災に対する被災地支援として民間企業等からJPFに寄せられた寄附金(約65億円)をもとに、発災直後から被災地において支援活動を展開している。これまでに傘下のNGO(計31団体)による支援活動として約50億円が被災地に投じられており、現在も計10団体が活動中。(なお、傘下以外のNGOには「共に生きるファンド(約10億円)」において事業申請を受け付けており、これまでに計38団体による約2.7億円規模の事業を実施している。)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>国際協力NGOによる被災地支援を統括・運営する業務において、どうしても必要となるJPFの事業管理経費につき、政府がこれを補助することによって、JPFが、これらNGOの支援活動を適切に運営・統括し、民間資金を可能な限り迅速に被災地支援に充てる。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>緊急支援から復旧・復興支援へと支援のフェーズが徐々に移行していく中において、被災地からNGOに対するニーズ及び、JPFの役割やJPFに対する民間の寄附動向も見極めながら、基本的にはJPFの判断で内閣府によるNGO支援制度の活用が図られていくこととなる。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① JPFに対する寄附金で計150件(見込み)の被災地支援活動を今年度中に手当てすることができる(「共に生きるファンド」約80件、JPF傘下のNGO約70件)。</p> <p>② 被災地支援としてJPFに寄せられた民間からの寄附金(約65億円)が今年度中に迅速に被災地支援活動に充当される。執行率は100%。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行うとともに、「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組みを推進することにより、NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。	平成23年11月
これまでの取組み		
平成23年度地域新成長産業創出促進事業費補助金において、被災地支援に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの育成を支援することで、被災地における様々な社会課題の解決を図るとともに、被災地における復興への取組の自立化を促進。		
当面(今年度中)の取組み		
震災復興に貢献するソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの事例集をとりまとめ、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの全国的な普及・振興を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成24年度は、「東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業」において、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。(現在、概算要求中)		
期待される効果・達成すべき目標		
震災からの復興に資する事業が新たに展開され、平成24年度～28年度までの5年間で、約1000事業のソーシャルビジネス・コミュニティビジネスが創出されることを目標とする。新規事業が創出されることで、被災地の雇用の確保、地域コミュニティの再生等を促進することにより、震災からの早期の復興や被災地の地域経済の活性化等に資する。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(1)災害に強い地域づくり (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	(1)⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等 (4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(1)⑤(iii) (4)④(ii)	平成23年11月
これまでの取組み		
<p>・「新しい公共」の担い手が、地域の資金や資源を自ら調達して、自律的・持続的にコミュニティ活動を行うことを支えるため、東日本大震災の復興・再生に係る支援も含め、「新しい公共」の担い手に対する資金的支援または非資金的支援を担う実証的な取り組みの支援などにより、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進してきたところ</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>・中間支援組織が、被災地において、被災により低下している行政サービスの代行・補完の需要や支援に対する被災者のニーズと、支援活動を行おうとする地元企業、地縁組織、NPO等の団体とをマッチングし、事業化に向けて利用可能な国や地方公共団体による各種支援策についても提案するコーディネート活動及びそのサポート等の事業の実施に要する経費を補助することによる、復興支援に資する行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動の促進など</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>・東日本大震災からの復興に向け、志ある資金の地域内資金循環を支える仕組みの検討も含め、引き続き、「新しい公共」による地域づくりを促進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>・被災地において低下している行政サービスの代行・補完活動及びその他の復興支援活動を促進するとともに、中長期的には、多様な主体が地域づくりを担っているように、自発的な地域づくり活動を支える環境の整備など、「新しい公共」の担い手による地域づくりを促進する。成果目標(アウトカム)としては、以下の2つ。</p> <p>①「新たな公」による地域づくり活動進展度(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合)が現状維持または増加</p> <p>②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合)が現状維持または増加</p>		